

令和 7 年 5 月 2 6 日

公益社団法人 全国解体工事業団体連合会

会 長 様

建設業労働災害防止協会

専 務 理 事

(公 印 省 略)

建設業における化学物質管理者講習の開催について (周知のお願い)

当協会の事業運営につきましては、平素より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設工事において取り扱う多くの材料は、化学物質を含有しています。このため化学物質を含有している材料を誤って取り扱うと、爆発、火災などの危険性、皮膚に触れることによる薬傷、吸入による健康障害など、生命に危険を及ぼすおそれがあります。

労働安全衛生法においては、安全データシート (SDS) の交付対象の化学物質について、リスクアセスメントの実施が義務付けられており、令和 4 年には関係法令が改正され、事業者自ら実施したリスクアセスメントの結果に基づき、必要な措置を講じる自律的管理を基本とする化学物質管理の考え方に大きく変わりました。

この改正の一つとして、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業者に対して、化学物質管理者の選任が義務付けられました (別添 1)。

建設業においては、別添 2 のとおり多くの作業において化学物質含有材料を使用しており、化学物質管理者の管理の下、適切に化学物質含有材料を取り扱うことが求められていることから、当協会では建設作業の特徴を踏まえた標題の講習を別添 3 のとおり都道府県支部において開催することといたしました。

つきましては、建設事業場における化学物質管理者の選任にあたり、本講習を御活用いただきたく、業務ご多忙のところ恐縮に存じますが、貴団体機関紙への掲載など会員様への周知について特段の御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます (参考：別添 4)。

記

1 添付資料

別添 1 労働安全衛生規則の一部改正 (新旧対照表)

別添 2 業種区分別の主な化学物質含有材料例

別添 3 案内リーフレット (10 部同封)

別添 4 掲載用データ (A4 白黒 1 ページ)

別添 3 の案内リーフレット又は別添 4 の掲載用データについて、御連絡いただきましたら、改めてお送りいたします。

2 各支部での開催日程

当協会のホームページを御参照ください。



3 連絡、問合せ先

建設業労働災害防止協会 教育推進部 企画課

電話 03-3456-0618 (直通)

担当 松島 matsushima_reiko@kensaibou.or.jp

森 m-mori@kensaiboukanagawa.com

労働安全衛生規則の一部改正（化学物質管理者関係）

改正後	目次 第一編 通則（略） 第二章 安全衛生管理体制 第一節（略） 第三節の三 化学物質管理者及び保護具着用管理責任者（第十二条の五・第十二条の六）（略） 第四節の二（略） 第二章の二（第十章程（略） 第二編（略） 第四編（略） 附則 （化学物質管理者が管理する事項等） 第十二条の五 事業者は、法第五十七条の三第一項の危険性又は有害性等の調査（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。以下「リスクアセスメント」という。）をしなければならぬ令第十八条各号に掲げる物及び法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物（以下「リスクアセスメント対象物」という。）を製造し、又は取り扱う事業場ごとに、化学物質管理責任者を選任し、その者に当該事業場における次に掲げる化学物質管理に係る技術的事項を管理させなければならない。ただし、法第五十七条第一項の規定による表示（表示する事項及び標章に関するに限る。）、同条第二項の規定による文書の交付及び法第五十七条の二第二項の規定による通知（通知する事項に関する限り）（以下この条において「表示等」という。）並びに第七号に掲げる事項（表示等に係るものに限る。以下この条において「教育管理」という。）を、当該事業場以外の事業場（以下この項において「他の事業場」という。）において行つている場合には、他の事業場において選任した化学物質管理者に管理させなければならない。 一 法第五十七条第一項の規定による表示、同条第二項の規定による文書及び法第五十七条の二第一項の規定による通知に関すること。 二 リスクアセスメントの実施に関すること。 三 法第五十七の二第二項及び第二項の措置その他法第五十七の二第三項の措置の内容及びその実施に関すること。 四 リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること。 五 第三十四条の二の八第一項各号の規定によるリスクアセスメントの結果の記録の作成及び保存並びにその周知に関すること。 六 第五百七十七條の二第二十一項の規定による記録の作成及び保存並びにその周知に関すること。 七 労働者に対する必要な教育を実施するに当たつての事項。 事業者は、リスクアセスメント対象物の譲渡又は提供を行う事業場（前項のリスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場を除く。）ごとに、化学物質管理責任者を選任し、その者に当該事業場における表示等及び教育管理に係る技術的事項を管理させなければならない。ただし、表示等及び教育管理を、当該事業場（以下この項において「他の事業場」という。）において行つている場合には、他の事業場において選任した化学物質管理責任者に管理させなければならない。 前三項の規定による化学物質管理責任者の選任は、次に定めるところにより行われなければならない。 一 化学物質管理責任者を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に選任すること。 二 次に掲げる事業場の区分に応じ、それぞれに掲げる者のうちから選任すること。 イ リスクアセスメント対象物を製造している事業場（厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習を修了した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者 ロ イに掲げる事業場以外の事業場 イに定める者のほか、第一項各号の事項を担当するために必要な能力を有すると認められる者 事業者は、化学物質管理責任者を選任したときは、当該化学物質管理責任者に対し、第一項各号に掲げる事項をなし得る権限を与えなければならない。 事業者は、化学物質管理責任者を選任したときは、当該化学物質管理責任者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知させなければならない。
-----	--

（傍線部分は改正部分）

業種区分別の主な化学物質含有材料例

業種区分		建設工事の内容		主な化学物質含有使用材料例	
土木一式工事・建築一式工事		総合的な監理、監督（企画、指導、調整）		事務所：（灯油、ラッカー塗料、スプレーのり、漂白剤、トナー、消火器等） 型枠はく離剤、コンクリート打継処理材、表面保護剤、木材防腐剤、ニス	
1	大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造する、大工工事、型枠工事、造作工事		セメント、防水材、コンクリート打継処理材、表面保護剤、木材防腐剤、ニス	
2	左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける左官工事、モルタル工事、吹付け工事		モルタル接着増強剤、漆くい グリース油（減摩剤）、塗料（つなぎ埋め）、サビ落としスプレー、コンクリート吹付け材	
3	とび・土工・コンクリート工事	イ 足場、機械器具・建設資材等の重量物のルン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ 杭打ち、杭抜き及び場所打杭工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的又は準備的工事		セメント系固化材、ベントナイト、PH調整剤、中和剤、軽油、止水剤、グリース油（減摩剤、潤滑油）、石灰粉（ワーキング）、CO ₂ 溶接 固化材、土質安定注入薬剤、裏込め注入材、発破用品、グリース油（減摩剤、潤滑油） 混和剤、コンクリート養生剤、ショットコンクリート、止水剤、灯油 アンカー材、火薬、コンクリート吹付、薬液、セメント、フライマー、滑剤、 グリース油（減摩剤、潤滑油）、トンネル防水材、硫化水素 モルタル、接着剤、クリーニンング液、ワックス、シール材	
4	石工事	石材（コンクリートブロック、擬石含む）加工又は積方により工作物を築造する石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み工事		ルーフィング（スレート）、シール材、屋根仕上材 耐火バテ、サビ止め、絶縁塗料、ハンダ	
5	屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事		接着剤、耐火バテ、スプレー塗料、（ダクトバッキン）配管洗浄剤、冷媒ガス（代替フロン）、モルタル、ベッキ、ライニンング材、発泡剤	
6	電気工事	発電、変電、送配電、構内電気等の設備を設置する工事		接着剤、モルタル、ALCシール、目地材	
7	管工事	冷暖房、空調、給排水等の設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を配送するための設備を設置する工事		サビ止め、補修ベッキ、溶接・溶断、ローバル、アセチレンガス、耐火補修材	
8	タイル・れんが・ブロック工事	タイル、レンガ、コンクリートブロック等を築造、取付ける工事		溶接接手・溶断、ガス圧接	
9	鋼構造物工事	鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事		アスファルト、石灰、凍結防止剤、道路用特殊塗料、軽油、補修材、常温合材、 クラック防止材、カラー舗装材、アスファルト乳剤、タール、無収縮モルタル	
10	鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、又は組立てる工事		ワリンベイト、軽油、中和剤、汚泥沈降剤	
11	舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利碎石等により舗装する工事		塗料、サビ止め、表面処理剤（銅板緑青）	
12	しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事		シール材、洗剤、フイルム接着剤	
13	板金工事	金属薄板等を加工して、工作物に取付ける工事		希釈材、特殊塗料、フライマー、ラッカーズスプレー、ライニンング材、防じん塗装、 はく離剤	
14	ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事		アスファルト、フライマー、モルタル、シーリング材、希釈剤、洗浄液（剤）、香料液	
15	塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける塗装、工事、溶射工事、 ライニンング工事、鋼構造物塗装工事等		接着剤、クリーニンング剤、シール材、補修剤	
16	防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事		ケミカルアンカー、サビ止め、（防振材）	
17	内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音材、壁紙、たみ、ビニール床、タイル、カーペット、 ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事		冷媒ガス、接着剤、耐火材、シール材、軽油	
18	機械器具設置	工作物に機械器具を取付ける工事等		ハンダ、絶縁塗料、耐火バテ、塗料	
19	熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事		農業、化学肥料、土壌改良材、殺虫剤、植物保護剤	
20	電気通信工事	有線・無線の電気通信設備等を設置する工事		軽油、グリース、ベントナイト、注入薬液、石灰、CO	
21	造園工事	庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、緑化、植生を復元する工事		塗料、接着剤、ニス、とどこ、溶接、サビ止め	
22	さく井工事	さく孔、さく井を行う工事		接着剤、クリーニンング剤、塗料、水処理用薬品	
23	建具工事	工作物に木製又は金属製の建具を取付ける工事		消火液、接着剤、耐火バテ、ハロゲン、グリース	
24	水道施設工事	上下水道等の施設を築造、処理設備を設置する工事		クリーニンング液、つや出し剤、中和剤	
25	消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備等を設置する屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、不燃性ガス、排煙設備工事等		水銀、PCB、石綿、アセチレンガス、軽油、グリース	
26	清掃施設工事	し尿処理設備、ごみ処理設備を設置する工事			
27	解体工事	工作物解体工事			

化学物質を取り扱う管理者の皆様へ

… 建設業における化学物質管理者講習のご案内 …

<開催の主旨>

労働安全衛生規則（安衛則）第12条の5により、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場ごとに化学物質管理者を選任し、化学物質の管理に係る技術的事項を管理することが義務付けられています。

リスクアセスメント対象物を取り扱う建設業等の事業場において選任する化学物質管理者は、化学物質管理者講習受講者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者のほか、化学物質管理者講習に準ずる講習の受講者の中から選任することが望ましいとされています（令和4年9月7日付け基発 0907 第1号（改正：令和5年7月14日付け基発 0714 第8号）通達（以下、「講習通達」といいます。））。

標記講習は、建設事業者が化学物質管理者を選任する際の選任要件として推奨されている、化学物質管理者講習に準ずる講習として、建設事業場の管理者に化学物質管理者としての知識を修得してもらうことを目的に、当協会都道府県支部において開催します。

**化学物質管理者として必要な知識を習得し、
作業を適切に管理しましょう！**

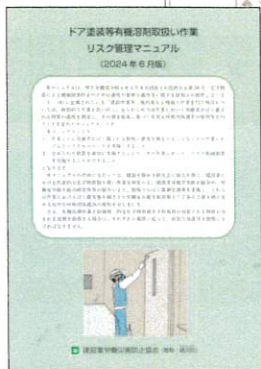


<化学物質管理者の職務>

- ラベル、SDSを確認し、リスクアセスメントを実施
- リスクアセスメントの結果に基づくばく露防止措置の選択と管理
- 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存、作業者への周知教育



講習の特徴



受講対象者

化学物質を取り扱う建設事業場における安衛則第12条
の5に規定する化学物質管理者に選任された者又は選任予
定の者



講習時間

講習は、講習通達に示された化学物質管理者講習に準ずる講習のカリキュラムを網羅し、上記講習の特徴を加味した建災防独自のカリキュラムです。

講習科目	時間
関係法令	60 分
化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	90 分
化学物質の危険性又は有害性等の調査（実演を含む）	120 分
化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等（実演を含む）	120 分
化学物質を原因とする災害発生時の対応	30 分
計	420 分



開催日、受講料等のお問合せ申込みは

よろしくお願いします



最寄りの都道府県支部へ



全国的な開催状況は



本部：東京都港区芝5丁目35番2号 安全衛生総合会館7階
電話 03-3456-0618（教育推進部直通） 03-3453-8201（代表）

化学物質を取り扱う管理者の皆様へ

… 建設業における化学物質管理者講習のご案内 …

＜開催の主旨＞

労働安全衛生規則（安衛則）第12条の5により、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場ごとに化学物質管理者を選任し、化学物質の管理に係る技術的事項を管理することが義務付けられています。

リスクアセスメント対象物を取り扱う建設業等の事業場において選任する化学物質管理者は、化学物質管理者講習受講者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者のほか、化学物質管理者講習に準ずる講習の受講者の中から選任することが望ましいとされています（令和4年9月7日付け基発 0907 第1号（改正：令和5年7月14日付け基発 0714 第8号）通達（以下、「講習通達」といいます。）。）。

標記講習は、講習通達に基づき建設事業者が化学物質管理者を選任する際の選任要件として推奨されている、化学物質管理者講習に準ずる講習として、建設事業場の管理者に化学物質管理者としての知識を修得してもらうことを目的に、当協会都道府県支部において開催します。

化学物質管理者として必要な知識を習得し、
作業を適切に管理しましょう！

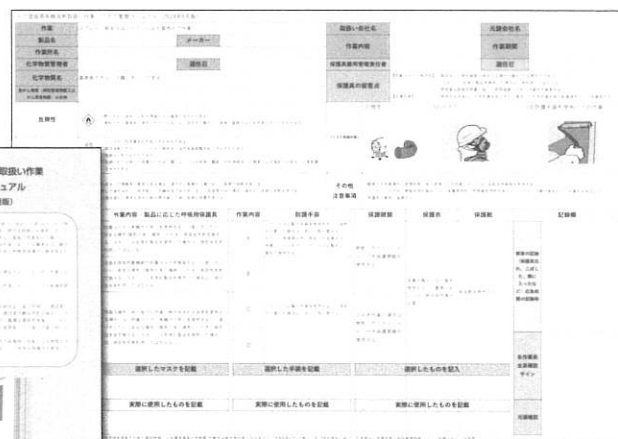
＜化学物質管理者の職務＞

- ラベル、SDSを確認し、リスクアセスメントを実施
- リスクアセスメントの結果に基づくリスク防止措置の選択と管理
- 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存、作業者への周知教育



講習の特徴

建災防が行う講習は、リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の基本的な事項に加え、「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」に示されているマニュアルとして建災防が策定した「建設業における化学物質取扱い作業別リスク管理マニュアル」（以下「リスク管理マニュアル」という。）に基づき、自社のリスク管理マニュアルが作成できるよう、作成方法の実演等を行い、詳解する内容の講習となっています。



リスク管理マニュアルの一例

受講対象者

化学物質を取り扱う建設事業場における安衛則第12条の5に規定する化学物質管理者に選任された者又は選任予定の者

講習時間

講習は、講習通達に示された化学物質管理者講習に準ずる講習のカリキュラムを網羅し、上記講習の特徴を加味した建災防独自のカリキュラムです。

開催日、受講料等のお問合せ申込みは

最寄りの都道府県支部へ



全国的な開催状況は



建設業労働災害防止協会（略称：建災防）

電話 03-3456-0618（教育推進部直通）

けんさいぼう

（略称：建災防）

よろしくお願ひします



建設業労働災害
予防センター
ワビーちゃん